

00555

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百五十三号

次の証票は盜難にかかつた旨の届出があつたから事故発生の日以降これを無効とする。

昭和二十九年十一月九日

告

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百五十三号

次の証票は盜難にかかつた旨の届出があつたから事故発生の日以降これを無効とする。

昭和二十九年十一月九日

告

鳥取県副知事 鈴木 武

徴税吏員証
財産差押証

七二 右 同 同

右 同 同

右 同 同

右 同 同

右 同 同

右 同 同

右 同 同

右 同 同

右 同 同

右 同 同

右 同 同

鳥取県告示第五百五十四号

次の土地について豊林大臣から保安林指定の解除予定の

通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和二十九年十一月九日

鳥取県知事職務代理者 鈴木 武

市郡 町村 大字 字 地番	場所 台帳 一見 込	全面積 台帳 一見 込	面積(見込) 面積(見込)	解除予定 解除の理由 申請者
東伯 三朝 本地山 能谷奥 七九二 同	八〇〇九 一〇〇,〇〇〇〇 一〇〇,〇〇〇〇	八〇〇九 一〇〇,〇〇〇〇 一〇〇,〇〇〇〇	一〇〇,〇〇〇〇 一〇〇,〇〇〇〇	水源かん養の必要が消滅したと認めるもの
倉吉 大宮 山鼻 三三八 同	一,四〇〇〇 二,四〇〇〇 二,四〇〇〇	一,四〇〇〇 二,四〇〇〇 二,四〇〇〇	二,四〇〇〇 二,四〇〇〇 二,四〇〇〇	土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの
同 同 同 三四〇 同	一,五〇〇〇 二,五〇〇〇 二,五〇〇〇	一,五〇〇〇 二,五〇〇〇 二,五〇〇〇	二,五〇〇〇 二,五〇〇〇 二,五〇〇〇	同
同 同 三四一 同	一,六〇〇〇 二,六〇〇〇 二,六〇〇〇	一,六〇〇〇 二,六〇〇〇 二,六〇〇〇	二,六〇〇〇 二,六〇〇〇 二,六〇〇〇	同
鳥取県告示第五百五十五号	昭和二十九年十一月九日	鳥取県知事職務代理者	鳥取県副知事 鈴木 武	同

次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

市郡 町村 大字 字 地番	所 在 場 所 台帳 一見 込	全 面 積 面積(見込) 面積(見込)	解除 予定 解除の理由 申請者
八頭 郡家 上峯寺 笑道谷 三八六〇五 同	町 町 町 町 町	一〇〇〇〇 二〇〇〇〇 三〇〇〇〇 一〇〇〇〇 二〇〇〇〇	土砂流出防備の必要が消滅したものと認めるもの

上砂崩壊防備の必要が消滅したものと認めるもの

上原 喜与

高橋 広寿

石見村長

宇倍野村高岡 野田喜代藏

同 同 同 同 三八六〇四 同	一,〇〇〇 一,〇〇〇 一,〇〇〇 一,〇〇〇 同	同
同 同 同 同 三八六〇九 同	一,〇〇〇 一,〇〇〇 一,〇〇〇 一,〇〇〇 同	同
同 同 山上 岩ヶ平 三八三〇二 同	一,〇〇〇 一,〇〇〇 一,〇〇〇 一,〇〇〇 同	同
日野 石見 三吉 四斗ナシ 二八六〇一 同	一,〇〇〇 一,〇〇〇 一,〇〇〇 一,〇〇〇 同	同
八頭 国英 高福 高谷平 七〇二〇三 同	一,〇〇〇 一,〇〇〇 一,〇〇〇 一,〇〇〇 同	同
同 船岡 見櫻 濑戸山 八一七 同	一,〇〇〇 一,〇〇〇 一,〇〇〇 一,〇〇〇 同	同

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第十八条第二項第五号の規定に基き、生活上消費者が、昭和二十九年十二月一日をもつて登録変更するため市町村長に届け出る期間を次のとおり定める。

昭和二十九年十一月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

昭和二十九年十一月十五日から十九日まで

鳥取県告示第五百五十七号

昭和二十七年六月鳥取県告示第三百二十二号（導入家畜に適用する共済掛金率について）は昭和二十九年十月三十一日限りで廃止する。

昭和二十九年十一月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

公 告

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）第二条の規定に基き、昭和二十九年度農業及び生活改良普及員資格試験を次のとおり行う。

昭和二十九年十一月九日

鳥取県副知事 鈴木 武

一 受験資格

（一）学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、都道府県立農業講習所、財團法人農民教育協会鯉淵学園若しくは学校法人自由学園最高学部において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者及び当該課程を修める者（うち試験実施期日から起算して三箇月以内に卒業見込の者、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校若しくは旧財團法人農民教育協会高等農

事講習所において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者、専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）により農業に関する学科目の検定に合格した者又は旧実業学校教員検定ニ関スル規程（大正十一年文部省令第四号）若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程（明治四十一年文部省令第三十二号）により農業若しくは家政に関する学科目の検定に合格した者。

（二）学校教育法による高等学校、旧中等学校令（大正八年勅令第三十六号）による中等学校、旧実業学校令（明治三十一年勅令第二十九号）による実業学校、旧高等女学校令（明治三十二年勅令第三十一号）による高等学校、旧中学校令（明治三十二年勅令第二十八号）による中学校若しくは学校法人自由学園高等科を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）

による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後当

該試験の実施期日までに、左のイ若しくはロの職務に從事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達するもの。

イ 国、地方公共団体、その他法人格を有する団体の農業若しくは家政に関する試験研究機関又は教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育。

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業又は家政に関する技術についての普及、指導奨励又は実務。

（四）旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関（第一号に規程するものを除く。）

において、農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに当該教育機関における修業年限と前号イ若しくはロの職務に從事した期間又はその通算期間との合計が三年以上に達

二 試験実施方法

（一）受験出願書類受付期限

昭和二十九年十二月十日限

（二）受験出願書類提出先

鳥取県農林部農業改良課

（三）試験期日

昭和三十年一月十日から十三日まで四日間、毎日午前九時開始午後四時三十分終了

但し、生活改良普及員資格試験は第一日に限り午後

鳥取県知事 氏名	履歴書	別記第一号様式(用紙和紙)
本籍地	現住所	別記第一号様式(日本標準規格B5判)
選択項目(何々、何々)	農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。	
年月日	年月日	年月日生
氏名	学歴	(ふりがな)
名(印)	賞罰	年月日生
右のとおり相違ありません	右のとおり相違ありません	年月日
氏名	職名	年月日生
受験資格証明書	別記第三号様式(日本標準規格B5判)	

試験の種類	必 須 項 目	選 択 項 目
農業改良普及員資格試験	一 作物及び園芸 二 土壌害虫 三 畜産農機具 四 農業政策問題	一 一 二 二 三 三 四 四 五 五 六 六 七 七 八 八
生活改良普及員資格試験	一 家食住被服 二 家庭管理	一 一 二 二 三 三 四 四 五 五 六 六 七 七 八 八
家庭保健衛生		
家族生物教育		

4 出願書類
1 受験願書(別記第一号様式)
2 履歴書(別記第二号様式)
3 写真(最近六箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)
4 最終学校卒業証明書又は試験検定合格証明書
5 受験有資格者であることを証明する資料(別記第三号様式)

試験は、筆記試験、実地試験及び口述試験に分けて行う。

筆記試験は、次の必須項目と選択項目について行い、選択項目は、次の中適宜二項目を選定して受験するものとする。

一時より試験開始

四 試験場所 鳥取市吉成 鳥取県農業試験場

五 家庭保健衛生

六 家族生物
教育

六 筆記試験は、新制大学卒業程度で行う。

七 実地試験は、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うために必要な科学的技術及び知識について行う。

八 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

右に相違ないことを証明する

所属長 職名

氏 名 (印)

□ 実地試験
科 目

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第

八条第一項第三号の規定により毒物及び劇物取扱者試験を次のとおり施行する。

昭和二十九年十一月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一期日及び場所

昭和二十九年十二月十日

倉吉市広瀬町 倉吉保健所講堂

但し農業用のみ受験する者については毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

但し農業用のみ受験する者については毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

三 手 続

受験希望者は毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）により受験申請書に受験手数料五百円に相当する県の発行する收入証紙をはりつけて、昭和二十九年十一月二十五日までに所轄保健所長に提出すること。

別 記

一 黄磷、硫化磷及びこれらのいずれかを含有する製剤。

二 シアン化合物及びこれを含有する製剤。但しベルリン青、黄血鹽、ロダン化合物及び石灰窒素並びに

1 毒物及び劇物に関する法規

2 毒物及び劇物の性質及び貯藏、その他取扱方法

これらのいずれかを含有する製剤を除く。

三 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し朱、甘汞、黃色ヨード汞、オレクン酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

四 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。

五 硼素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。

六 亜鉛類。但し炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

七 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。

八 クロルピクリン及びこれを含有する製剤。

九 硅沸化水素酸塩類。

十 銅塩類。但し雷銅を除く。

一一 硫化炭素及びこれを含有する製剤。

一二 バリウム化合物。但し硫酸バリウムを除く。

一三 ホルムアルデヒド含有物。但しホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。

七 ヘキサカルデトラホスフエイト及びこれを含有する製剤。

八 デエチルバラニトロフェニールチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。

九 デメチルバラニトロフェニールチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。

十 エチルバラニトロフェニールチオノベンゼンホス

する製剤。

一一 ブロムメチル。

一二 二一四一チニトロ一六一シクロヘキシールフェ

ノール十五%以下を含有する製剤を除く。

英文 タイ・ブライター

東和 タイ・ブライター
ブルースター計算器

山陰代理店

有限
会社 雜賀タイ・ブライター商會

鳥取県公認 米子タイピースト学院

米子市道笑町二二丁目二八番地
電話(米子)一〇一二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日 火、金

發行者 島取市東町
印刷所 島取縣島取市東町
島取縣印 刷 所